



2025年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 本 彰 彦
(コード番号：2588 東証スタンダード)
問合せ先 経 営 管 理 本 部 I R 部
(<https://premiumwater-hd.co.jp/contact/>)

第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当の方法によりB種種類株式を発行すること（以下、「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当は、以下の事項を停止条件としております。

- 2026年1月23日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び、同日開催予定の当社普通株主による種類株主総会（これらを総称して「本臨時株主総会等」といいます。）において、B種種類株式に関する規定の新設等を内容とする定款一部変更の議案が承認されること。
- 本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案、並びに特定の株主からの自己株式の取得に係る議案が承認されること。
- 資本金及び資本準備金の額の減少に関し、会社法第449条に定める債権者の異議申述期間が、当社の債権者からの異議なく満了していること。

記

本第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年3月6日
(2) 発行新株式数	B種種類株式 9,046,070株
(3) 発行価額	1株につき金3,123円 実際の発行価額は、2026年1月23日開催予定の本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の当社普通株式の東京証券取引所終値（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%を割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）といたします。 上記発行価額は、取締役会開催日の直前取引日における終値を仮値として算定した見込額であり、最終的な発行価額は上記条件決定日に確定いたします。最終的な発行価額確定後に確定額を開示いたします。
(4) 調達資金の額	28,250,876,610円 (注) 上記金額は、仮の発行価額をもとに算定した見込額であり、実際の調達額は上記「(3) 発行価額」に基づき確定いたします。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全てのB種種類株式を株式会社光通信に割り当てます。
(6) その他	詳細は別紙「B種種類株式発行要項」をご参照ください。 上記各号については、(i)当社と割当予定先との間で総数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、(ii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(iii)本臨時株主総会等において、B種種類株式に関する規定の新設等を内容とする定款一部変更の議案が承認され、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案、並びに特定の株主からの自己株式の取得に係る議案が承認され、資本金及び資本準備金の額の減少に関し、会社法第449条に定める債権者の異議申述期間が、当社の債権者からの異議なく満了していることを条件としています。

2. 募集の目的及び理由

当社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。スタンダード市場における上場会社は、流通株式数（2,000単位以上）、流通株式時価総額（10億円以上）に加え、流通株式比率が25%以上という上場維持基準を満たさなければなりません。

しかしながら、2025年9月末現在において、株式会社光通信及び同社の関係会社（以下「光通信グループ」といいます。）の当社普通株式の保有割合は約69.5%（株式会社光通信が30.51%、株式会社光通信の100%子会社である株式会社HCMAアルファが38.98%）と高く、当社の流通株式比率は約19%にとどまっています。上場維持基準を充足しておりません。

そのため、上場廃止のリスクを回避し、投資家からの信頼を確保するには、流通株式比率を引き上げる資本政策の実行が不可欠であると認識しております。

当社は、株式会社光通信が保有する普通株式の全部となる9,046,070株を自己株式として取得及び消却し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行することで、流通株式比率を引き上げる予定です。

また、当社は、光通信グループとの関係を維持しつつ、流通株式比率の改善を図りたいと考えております。

このため、発行予定の種類株式には、普通株式と同等の議決権及び経済的権利を付与し、光通信グループの議決権比率を維持しながら、上場会社としての要件である流通株式比率25%以上の充足を目指します。

自己株式の取得価格及び種類株式の割当条件については、自己株式として取得される普通株式と、第三者割当によって発行される種類株式が同数かつ同等の権利内容であり、上場・非上場の区別のみが異なること、及び種類株式には引受人の要請により同数の普通株式に転換できる条項が付されていることから、同額での自己株式取得及び第三者割当を行うことにより、少数株主の権利が損なわれることはないと判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

（1）調達する資金の額

① 払込金額の総額	28,250,876,610円
② 発行諸費用の概算額	113,600,000円
③ 差引手取概算額	28,137,276,610円

(注1) 差引手取概算額は見込額であり、実際の手取概算額は2026年1月22日の終値に基づく発行価額により確定いたします。

(注2) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、有価証券届出書作成費用、株主総会開催費用、弁護士費用等の合計額です。

（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定期間

本第三者割当により調達する差引手取概算額28,137,276,610円の使途については、当社が実施する、割当予定先が所有する当社株式（以下「本割当予定先所有株式」といいます。）の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に係る資金（2026年3月頃充当予定）に充当することを予定しております。なお、差引手取概算額は見込額であり、実際の手取概算額は2026年1月22日の終値に基づく発行価額により確定します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当は、大株主である株式会社光通信が保有する当社普通株式の全部を自己株式として取得するための資金及びその取得に必要な分配可能額の確保を目的とするものです。

このため、本第三者割当の効力発生後に減資等を行うことで、自己株式取得に必要な分配可能額を確保し、本第三者割当により調達する資金の全額を株式会社光通信保有株式の取得資金に充当する予定です。

これらはいずれも株式会社光通信との本取引の一環として行われるものであり、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当の払込金額は、当社が実施する、本自己株式取得に係る資金に充当することを予定しております。本第三者割当の払込金額は上記の手続に係る必要資金額に基づいて算出しており、かかる発行条件は合理的であると考えております。

なお、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ることから、その払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本第三者割当の実施は、2026年1月23日に開催する予定の当社臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認が得られることを条件としております。

(注) 発行価額は、株主総会前日の終値の90%を基準として決定するものであり、仮値とは異なる可能性があります。

(2) 本種類株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨
通常、第三者割当による株式の発行においては、発行決議日に発行価額その他の条件を同時に決定いたします。

しかし、本種類株式の発行にあたっては、本臨時株主総会の前日終値を基準として発行価額を決定する方式を採用しております。

当社は、株式会社光通信が保有する普通株式の全部を自己株式として取得し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行する予定です。そのため、自己株式の取得価格である本臨時株主総会の前日の終値の90%を基準として種類株式の割当条件とする予定です。

本種類株式の最終的な発行条件は、上記条件決定日に改めて開示いたします。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

別紙「B種種類株式発行要項」において、B種種類株主は、100株につき1個の議決権を有する旨を定めています。

本第三者割当に係るB種種類株式数は9,046,070株（議決権数は90,460個）となり、当社の総議決権数296,458個（2025年9月30日時点）に占める割合は30.51%となります。これは、当社が本第三者割当直後に当該割当予定先が所有する当社普通株式を自己株式として取得する際の自己株式の議決権の個数と同数であり、かかる発行数量は合理的であり、株式の希薄化はないものと考えております。また、本第三者割当による株式数の増加は、発行済株式総数29,968,819株に対して30.18%（議決権ベース30.51%）に相当し、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式記載上の注意（23-6）」に定める大規模な第三者割当に該当します。

なお、本第三者割当及び自己株式取得後の割当予定先の議決権比率は30.51%となり、本第三者割当及び自己株式取得の前後で変更はありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①名称	株式会社光通信	
②本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	
③代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和田英明	
④事業の内容	電気・ガス事業、通信事業、飲料事業、保険事業、金融事業、ソリューション事業、取次販売事業	
⑤資本金	54,259百万円（2025年3月31日現在）	
⑥設立年月日	1988年2月5日	
⑦発行済株式数	44,269,642株（2025年3月31日現在）	
⑧決算期	3月31日	
⑨従業員数	（連結）4,861名（2025年3月31日現在）	
⑩主要取引先	該当事項はありません。	
⑪主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫主たる出資者及びその出資比率	有限会社光パワー（29.02%） 野村信託銀行株式会社（信託口2052286）（10.25%） 株式会社鹿児島東インド会社（7.52%） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）（7.26%） 合同会社光パワーワン（5.36%）	
⑬当事会社間の関係	資本関係	割当予定先は、本日（2025年12月11日）現在、当社普通株式9,046,070株を所有しております。
	人的関係	株式会社光通信に在籍し、当社の役員を兼務している者が2名おります。また、過去に株式会社光通信に在籍していた者が複数在籍しております。
	取引関係	株式会社光通信の子会社と当社の子会社との間でウォーターサーバー事業に関する取引を行っております。
	関連当事者への該当状況	当社の親会社に該当いたします。

⑭最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）（国際会計基準）			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
資本合計	598,311百万円	819,249百万円	943,569百万円
資産合計	1,691,949百万円	2,078,956百万円	2,371,026百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	12,773.00円	17,906.68円	20,845.16円
売上収益	643,984百万円	601,948百万円	686,553百万円
営業利益	86,615百万円	94,546百万円	105,036百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	91,345百万円	122,225百万円	117,523百万円
基本的1株当たり当期利益	2,037.65円	2,753.52円	2,671.18円
1株当たり配当金	545.00円	638.00円	661.00円

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、現時点においては、本第三者割当により割り当てるB種種類株式及びその取得請求権の行使により取得する予定の当社普通株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、本第三者割当の払込みに要する資金を、手元現預金により賄うことを予定していることです。当社は、割当予定先である株式会社光通信の第38期有価証券報告書における2025年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：10,352百万円、流動資産計：334,788百万円）を保有していることを確認しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当前		本第三者割当後	
株式会社HCMAアルファ	38.98%	株式会社HCMAアルファ	38.98%
株式会社光通信	30.51%	株式会社光通信	0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9.05%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9.05%
萩尾陽平	4.06%	萩尾陽平	4.06%
金本彰彦	1.60%	金本彰彦	1.60%
今泉貴広	1.24%	今泉貴広	1.24%
木下政弘	1.11%	木下政弘	1.11%
プレミアムウォーターホールディングス 従業員持株会	0.86%	プレミアムウォーターホールディングス 従業員持株会	0.86%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ アイ六号投資事業有限責任組合	0.75%	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ アイ六号投資事業有限責任組合	0.75%
三木谷浩史	0.58%	三木谷浩史	0.58%

(注1) 2025年9月30日現在の株主名簿（発行済株式総数29,968,819株）から自己株式315,592株を控除した数を基準に記載しております。

(注2) 本第三者割当前の持分比率は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) B種種類株式

本第三者割当前	本第三者割当後
該当なし	株式会社光通信 100%

(注1) 議決権比率は30.51%であります。

8. 今後の見通し

本第三者割当による当社の2026年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(1) 支配株主との取引該当性及び方針適合性

本第三者割当により発行するB種種類株式9,046,070株の割当予定先及び同日付で当社が取得する自己株式の取得（詳細は、本日に開示された「特定の株主からの自己株式の取得及び自己株式の消却に関するお知らせ」をご確認ください。）における取得先は、当社の親会社（支配株主）である株式会社光通信であります。

これら第三者割当による種類株式の発行と自己株式の取得に係る一連の取引（以下「本件取引」といいます。）は、当社の支配株主との取引に該当いたします。

当社は、2025年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を「当社は、親会社からの独立性の確保を前提とした事業運営を基本方針としております。親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定しております。また、これらの取引の決定については、取締役会等が当社の社内規程等に基づいて親会社とは独立して最終的な意思決定を行っており、少数株主の利益を損ねることがないように留意しております。なお、当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引について、経営陣や支配株主から独立した立場で審議を行うことで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として特別委員会を設置しております。特別委員会は、取締役会の諮問に応じて、支配株主又は主要株主との取引に係る必要性、合理性、相当性を判断するとともに、取締役の関連当事者取引に該当する事項や当社の経営ないし統治機構に関する重要な事項として諮問を受けた事項について審議し、その結果を取締役会に答申いたします。」と定めております。

本件取引についても、この基本方針に則り取引条件及び手続きを公正かつ適正に決定しており、本取引は該当指針に適合するものと考えております。

なお、上記のとおり、当社は支配株主との取引に際して特別委員会に諮問し得る体制を整備しておりますが、本件取引については、当社の判断として特別委員会への諮問は行っておりません。

これは、本件取引が、①自己株式取得と同数・同等の権利内容を有するB種種類株式の発行を組み合わせることで、光通信グループの経済的地位及び議決権比率に実質的な変動を伴わない構成であること、②取得価額及び発行価額がいずれも当社普通株式の市場価格（本臨時株主総会前日の終値の90%）を基準として算定され、対価の公正性が客観的に担保されていること、③本件取引の実施は当社臨時株主総会における承認を条件としていることから、利益相反の顕著なおそれが生じる類型の重要な取引には該当しないと判断したためです。

もっとも、本件取引が支配株主との取引に該当することを踏まえ、当社は、特別委員会に代わる外部の独立した専門家による第三者意見として、阿部・井窪・片山法律事務所（弁護士 須崎利泰）から、本件取引が当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を取得しております。

これらの措置により、当社は、本件取引の公正性が確保され、少数株主の利益が不当に害されることのないよう十分に配慮したものと考えております。

(2) 公正性・利益相反回避のための措置

本件取引の検討にあたって、当社は取引手続の適法性及び意思決定過程の公正性を確保するため、当社及び株式会社光通信との間に利害関係を有しない外部の専門家からの助言を受けております。

また、本件取引の条件面においては、発行するB種種類株式と取得する自己株式（普通株式）の数を同数（9,046,070株）とし、B種種類株式には普通株式と同等の議決権及び経済的権利を付与するとともに、引受人の要請により同数の普通株式に転換できる条項を設定しております。これらの条件を前提に、B種種類株式の発行価額と自己株式の取得価額を当社普通株式の市場価格を基準として同一に設定することで、当社既存株主における持分比率や議決権比率に実質的な変動を生じさせることなく、上場会社として満たすべき流通株式比率の向上を図る構成しております。

本件取引に関し、光通信グループとの間で利益相反の問題が生じるおそれのある当社取締役（株式会社光通信在籍の取締役である、和田英明取締役及び柴田亮取締役監査等委員）は当該取引に関する協議・交渉及び本日開催の取締役会での審議から除外し、本取引に利害関係を有しない取締役のみで審議・決議を行いました。その結果、当社取締役会では、出席した取締役全員の賛成により、本第三者割当及び本自己株式取得を承認いたしました。

以上の措置により、本件取引の公正性が確保され、当社少数株主の権益が不当に害されることはないものと判断しております。

(3) 少数株主に不利益でないことにに関する意見（社外取締役及び第三者）

2025年12月11日開催の当社取締役会において、当社の独立社外取締役全員より、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見が表明されております。

また、第三者意見として、同日付で独立した阿部・井窪・片山法律事務所（弁護士 須崎利泰）から、「本件取引について少数株主にとって不利益なものでないと認められる。」旨の意見書を、2025年12月11日付で、入手しております。意見書の概要は次のとおりです。

(意見書の概要)

① 本件取引の目的及び支配株主と取引を行う必要性

本件取引は、当社が上場維持基準として求められる流通株式比率25%以上の充足を図るため、株式会社光通信保有の当社普通株式の全部を自己株式として取得し、その代替としてB種種類株式を発行するものであり、上場会社としての要件を維持し、株主価値を確保する上で合理的な目的を有するものと認められる。

② 対価の公正性

本件取引におけるB種種類株式の発行価額及び自己株式の取得価額は、いずれも当社普通株式の東京証券取引所終値の90%を基準として算定するものとされ、同一の価格とされていることから、市場実勢を反映した合理的かつ公正な条件であると認められる。

また、本件取引は、本第三者割当の発行価額と本自己株式取得の取得価額が同一であり、かつ対象となる株式数も同一であることから、光通信グループに特別な経済的利益をもたらすものではなく、当社少数株主の経済的利益を損なうものではなく、対価の公正性は保たれていると認められる。

他方、流通株式比率を25%以上に引き上げる手段として、光通信グループによる市場での株式売却という選択肢も理論上は存在する。しかし、光通信グループには売却の意向がなく、また当社としても強固な資本・事業協力関係の維持が事業上重要であること、さらに大量売却による市場への影響も踏まえると、現実的な対応策とはいえない。

また、第三者への普通株式発行により流通株式比率を引き上げる方法も考えられるが、その場合には光通信グループの議決権比率が低下し、安定的関係に影響が及ぶおそれがあるほか、必要となる発行株式数も相当規模となり、結果として現在予定している第三者割当と同程度の希薄化が生じる点で、少数株主にとっても必ずしも望ましい代替策とはいえない。

これらを踏まえると、当社が上場維持基準である流通株式比率25%以上を確実に満たしつつ、光通信グループの議決権比率及び実質的持分関係を維持する手段としては、光通信保有株式の自己株式取得と、同数・同等の経済的権利を有するB種種類株式の発行を組み合わせる本件取引が最も合理的であると評価される。

なお、本件取引に伴い約1億1,360万円の発行諸費用が見込まれるが、これらは登録免許税等、増資に通常必要となる費用であり、光通信グループに特段の利益を与える性質のものではなく、少数株主の利益を不当に害するものでもない。

以上より、本第三者割当は希薄化率が25%を上回るもの、上場維持基準を達成するうえで他に現実的かつ適切な代替手段はなく、本件取引は必要かつ相当であると判断される。

③ 意思決定過程の公正性

本件取引の審議及び決議においては、株式会社光通信在籍の取締役を除外したうえで意思決定が行われ、外部専門家の助言を受けながら慎重に検討がなされている。

加えて、本第三者割当及び本自己株式取得のいずれも、当社が開催する予定の臨時株主総会に議案を付議し、これらの議案が可決承認されることを条件として実施するものとされており（しかも、本自己株式取得の議案については、株式会社光通信は議決権を有しないことから、株式会社光通信を除いた株主による可決承認が条件とされており）、利益相反を回避するための適切な措置が講じられていると認められる。

以上の点を総合的に勘案し、当該意見書においては、「本件取引は当社少数株主にとって不利益ではないと認められる。」旨の結論が示されております。

(4) 本第三者割当の希薄化が25%以上になることに関する企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本臨時株主総会等に付議する本件に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況
 (1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上収益	76,463百万円	80,578百万円	76,895百万円
営業利益	7,346百万円	9,436百万円	11,482百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	6,057百万円	5,777百万円	5,631百万円
1株当たり当期利益	204.35円	195.21円	189.40円
1株当たり配当金	60.00円	80.00円	100.00円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	29,968,819株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	979,270株	3.27%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	979,270株	3.27%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	979,270株	3.27%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	2,419円	2,501円	3,180円
高値	2,924円	3,590円	3,350円
安値	2,311円	2,410円	2,350円
終値	2,500円	3,180円	2,847円

② 最近6か月間の状況

	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	3,050円	3,270円	3,470円	3,345円	3,310円	3,360円
高値	3,380円	3,510円	3,590円	3,475円	3,500円	3,480円
安値	3,050円	3,215円	3,240円	3,275円	3,270円	3,360円
終値	3,270円	3,470円	3,345円	3,310円	3,365円	3,470円

(注) 2025年12月の株価状況については、2025年12月10日までの株式状況を記載しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2025年12月10日
始値	3,470円
高値	3,470円
安値	3,450円
終値	3,470円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項
別紙「B種種類株式発行要項」をご参照ください。

以上

B種種類株式発行要項

1. 株式発行会社

株式会社プレミアムウォーターホールディングス（以下「当会社」という。）

2. 募集株式の種類

B種種類株式（以下「B種種類株式」という。）

3. 募集株式の数

9,046,070 株

4. 募集株式の払込金額

1株につき金 3,123 円

実際の発行価額は、2026年1月23日開催予定の本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の当社普通株式の東京証券取引所終値（直前における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%を割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）とする。

上記払込金額は、2025年12月11日（取締役会決議日）の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所終値を仮値とした見込額であり、最終的な払込金額は、2026年1月23日開催予定の本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の当社普通株式の東京証券取引所終値（直前における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%を割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）とする。

5. 増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、上記「3. 募集株式の数」欄記載の発行新株式数に上記の「4. 募集株式の払込金額」の株式発行価額を乗じて算出される金額を2で除した金額（1円未満端数切上げ）とし、増加する資本準備金の額は、総払込金額から増加する資本金の額を控除した金額とする。

6. 払込金額の総額

28,250,876,610 円

（注）上記金額は、仮の発行価額をもとに算定した見込額であり、実際の調達額は上記「4. 募集株式の払込金額」に基づき確定する。

7. 払込期日

2026年3月6日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、B種種類株式9,046,070株を株式会社光通信に割り当てる。

9. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、B種種類株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の剰余金の配当をする。

10. 残余財産の分配

当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、B種種類株主またはB種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。

11. 金銭を対価とする取得請求権

該当事項なし

12. 普通株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、法令の定める範囲内において、当会社に対し、当会社の普通株式の交付と引換に、B種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、当会社は、取得するB種種類株式の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。）の普通株式をB種種類株主に交付する。

13. 金銭を対価とする株式の取得条項

該当事項なし

14. 普通株式を対価とする株式の取得条項

該当事項なし

15. 議決権

B種種類株主は株主総会においてB種種類株式100株につき1個の議決権を有し、100株未満については議決権を有しない。

16. 株式の譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

17. 種類株主総会

当会社は、普通株式及びB種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

以上